

2026 年度 入学資格審査実施要項

明治国際医療大学大学院が実施する入学試験に出願を希望する者で、入学資格審査を要するもの（2. 出願資格 修士課程(8)・(9)、博士課程(6)に該当するもの）は、学校教育法施行規則第155条の規定による入学資格審査を事前に受け、入学資格を認められた場合に限り出願を認めるものとします。

1. 申請手続き

(1) 申請書類

- ① 入学資格認定申請書（本学所定用紙）
- ② 学習歴等の調書（本学予定用紙）
- ③ 最終出身学校の卒業（修了）証明書・成績証明書
- ④ その他本学が審査等に必要と認めた書類

※本学所定用紙は、ホームページよりダウンロード・印刷してください。

(2) 申請期限

試験区分	申請期限
一次	2025 年 9 月 2 日（火）
二次	2026 年 2 月 3 日（火）

(3) 提出先

〒629-0392 京都府南丹市日吉町 明治国際医療大学 入試事務室

※ 提出された書類は返却いたしません。

2. 出願資格

修士課程

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者、または2026年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者、または2026年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または2026年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院の個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳以上の者

博士後期課程

- (1) 修士の学位を有する者、または2026年3月取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位〔学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条について同じ。〕に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院の個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳以上の者

3. 審査及び結果の通知

審査は本学大学院委員会が行い、その結果は当該入学試験の出願開始日までに、書面により通知します。